遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員若しくは国際博覧会協会に通知しなければならない。

［２・３　略］

（限度額適用の認定）

第百五条の七の二　［略］

２　［略］

３　限度額適用認定証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、限度額適用認定証を組合に返納しなければならない。

一　［略］

二　組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員となつたとき。

［三～六　略］

［４～６　略］

（限度額適用・標準負担額減額の認定）

第百五条の九　［略］

２　［略］

３　限度額適用証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、限度額適用証を組合に返納しなければならない。

一　［略］

遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員である組合員であるときは、当該決定した標準期末手当等の額及び厚生年金保険の標準賞与額を当該組合員を使用する公庫等若しくは特定公庫等又は派遣先企業、法科大学院設置者、受入先弁護士法人等、オリンピック・パラリンピック組織委員会、ラグビー組織委員会、福島相双復興推進機構若しくは国際博覧会協会に通知しなければならない。

［２・３　同上］

（限度額適用の認定）

第百五条の七の二　［同上］

２　［同上］

３　限度額適用認定証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、限度額適用認定証を組合に返納しなければならない。

一　［同上］

二　組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員となつたとき。

［三～六　略］

［４～６　略］

別紙様式第21号の２　（表）

［略］　（裏）

［略］

４　組合員の資格がなくなつたとき、組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員、国際博覧会派遣職員若しくは継続長期組合員となつたとき又は被扶養者でなくなつたときは、５日以内にこの証を組合に返して下さい。

［略］

備考　［略］

別紙様式第21号の２の３　（表）

［略］　（裏）

［略］

４　組合員の資格がなくなつたとき、組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構

二　組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員となつたとき。

［三～六　同上］

［４～６　同上］

別紙様式第21号の２　（表）

［同左］　（裏）

［同左］

４　組合員の資格がなくなつたとき、組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員、国際博覧会派遣職員若しくは継続長期組合員となつたとき又は被扶養者でなくなつたときは、５日以内にこの証を組合に返して下さい。

［同左］

備考　［同左］

別紙様式第21号の２の３　（表）

［同左］　（裏）

［同左］

４　組合員の資格がなくなつたとき、組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構